◎開会の宣告 (午前10時00分)

○議長(齋藤邦夫君) おはようございます。

当局より、保健福祉課長の欠席届がございました。代わりに保健福祉副課長が出席をしております。

定足数に達しましたので、ただ今から、令和元年只見町議会8月会議を開会いたします。



◎開議の宣告

○議長(齋藤邦夫君) 直ちに本日の会議を開きます。



◎会議録署名議員の指名

○議長(齋藤邦夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、6番、中野大徳君、 7番、目黒仁也君の両名を指名いたします。



◎町長の行政諸報告

○議長(齋藤邦夫君) 日程第2、町長の行政諸報告を行います。

これを許可いたします。

町長。

〔町長 菅家三雄君 登壇〕

○町長(菅家三雄君) おはようございます。

令和元年8月会議、行政諸報告を申し上げます。

一つ。只見町町制施行60周年記念事業柏市立柏高校吹奏楽部演奏会についてでございます。令和元年7月20日、午後3時から只見中学校体育館において只見町町制施行60周年

記念事業、柏市立柏高校吹奏楽部演奏会を開催し、来場者数500名となりました。柏高校からは、指導者を含め140名の方に来場いただき、前日午後から同会場でリハーサルを行い、当日35曲演奏など披露されました。

二つ目です。町制施行60周年記念式典及び町表彰式の開催について。令和元年8月1日、季の郷湯ら里において町制施行60周年記念式典及び町表彰式を開催いたしました。表彰件数は功労表彰4件、顕彰4件、善行表彰12件、永年勤続表彰12件、感謝状3件、道路除雪表彰2件でありました。

次に、3点目です。8月22日の豪雨について。8月21日深夜から降り出した雨は、急激に雨脚を強め、翌22日午前3時23分に大雨警報、同38分に土砂災害警戒情報、午前4時16分に洪水警報が発表され警戒態勢をとりました。この豪雨、24時間総雨量110.5ミリによる被害の詳細については現在調査中でありますが、8月25日現在で把握しているものは以下のとおりであります。家屋につきましては床下浸水1棟、農地、農業用施設3箇所でございます。

4番、防災訓練の実施について。次のとおり、防災訓練を実施いたしました。日時令和元年8月25日、日曜日、7時30分から12時。場所、町内全域でございます。訓練内容、①水防本部における初動訓練。災害対策についても同じでございます。②ダム放流時における通知・通報訓練。③河川巡視、連絡訓練。④住民避難、誘導訓練。⑤土のう積訓練。⑥炊き出し訓練。参加者等につきましては住民、婦人会、赤十字奉仕団等含みます。1,076名、消防団127名、警察・消防・町職員等71名。合計1,274名の参加をいただきました。

以上でございます。

○議長(齋藤邦夫君) これで、行政諸報告は終わりました。



- ◎議案第51号の上程、説明、質疑、採決
- ○議長(齋藤邦夫君) 続いて、日程第3、議案第51号 只見町空き家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

地域創生課長。

- ○地域創生課長(星 一君) 議案の説明の前に、資料の配付を許可いただきたいと思います。
- ○議長(齋藤邦夫君) はい、許可いたします。

〔資料配付〕

- ○議長(齋藤邦夫君) 地域創生課長。
- ○地域創生課長(星 一君) 議案第51号 只見町空き家等の適正管理に関する条例の一部 を改正する条例についてご説明を申し上げます。

資料のほう、条例の改正についてというものをご覧をいただきたいと思います。

今回の改正の概要でございますけれども、只見町空家等の適正管理に関する条例につきましては、国で定めました、空家等対策の推進に関する特別措置法、いわゆる特措法と言われるものでございますが、そちらに先立ちまして平成26年6月に制定をしております。そういった関係性上、法と条例との関係を今回整理をして整合性を図るとともに、空家対策をさらに進めていくというようなことで所要の改正をお願いしたいというような内容でございます。

2番目の主な改正内容ということで4点にまとめさせていただいておりますが、法で定める特定空家等に関する事項を条例内に盛り込みまして、特定空家等に関する各種指導、措置等を実施していく旨を明確化しようとするものでございます。特定空家の説明につきましては米印のとおりでございますのでご覧をいただきたいと思います。二つ目の2ポチでございます。緊急安全措置につきまして、現状ですと所有者への同意が必要ということになるわけでございますが、同意が得られない場合、または所有者が特定できない場合もあるというようなことで、その際に緊急安全措置を実施する旨の、そういう場合であっても緊急安全措置を実施する旨の規定に改定をしようというものでございます。三つ目でございます。只見町空家等審議会に関する規定を今回、削除をさせていただきまして、法に基づく空家等対策協議会に関する規定を追加をしたいというものでございます。四つ目、今まで説明をさせていただいた内容を含めまして、その他文言の整理等、所要の改正を実施したいという内容でございまして、一つ目の備考でございますけれども、こちらの条例改正に伴いまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁質に関する条例について、只見町空家等審議会委員に関する規定を削除したいというようなものを併せてお願いしたいという内容でございます。

ます。

続いて、別の資料の新旧対照表のほうをご覧いただきたいと思いますが、こちら左側が改正後、右側が改正前というようなことで、法に基づきまして、条例の名称についても、空き家の、ひらがなのきを削除したような形での文言整理から、先ほど資料に基づいてご説明をさせていただきましたとおり、第1条の特措法に定めるもののほかというようなことで特措法に整合性を図る形での改正を第2条以降行っておりますのでご覧をいただきたいというふうに思います。緊急安全措置については第12条に定めさせていただいておりまして、最終ページ、附則でございますが、この条例は公布の日から施行するというようなことと、特別職の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例についても併せて附則の中で改正を今回したいという内容になっております。

今回の改正に伴いまして、手順が若干変わります。そのことにつきましては先ほどの条例の改正についての裏面といいますか、そちらでご説明をさせていただきたいというふうに思いますけれども、左が改正後でございまして、条例が可決をいただけましたならば、空家等の対策計画についても見直しをさせていただくという流れでございますが、左が改正後、右が改正前で、内容としましては、まずもって、特定空家等の認定につきまして、只見町空家等対策協議会で意見を聴取をして定めていくというように改正をしたいというようなもの。さらには、緊急安全措置につきまして、危険回避のための必要最低限度の安全措置を所有者からの同意というようなことでございましたが、これは原則というようなことで変更させていくというような流れでございます。基本的には大きな流れの変更はございませんが、認定について空家等対策協議会で意見を聴取するというような流れに変更して今後進めていくというようなことになります。

以上、よろしくお願いをいたします。

- ○議長(齋藤邦夫君) それでは、これから質疑を行います。
 - 9番、鈴木好行君。
- ○9番(鈴木好行君) これによりますと、対策協議会で意見を聴取するのは特定空家等の認定ということで、町による実態調査、それから所有者の特定。そして、さらには対策協議会を経なくても緊急安全措置をとることができるというふうになっていると思います。現在ですね、どの程度まで、今年度進めていらっしゃるのかお伺いします。
- ○議長(齋藤邦夫君) 地域創生課長。

○地域創生課長(星 一君) 鈴木議員の質問にお答えをいたします。

委員会でも一度、ご説明はさせていただいておりますが、現在、現在といいますか、7月下旬から、いわゆる、この空家等対策計画の前のですね、作業といたしまして、相談・情報提供をいただいたうえで、外観の目視調査というものを全町的に実施をしております。件数としましては236件について外観調査をしております。現在、とりまとめをいたしまして、その後、実態調査をしなければならない家屋について確定をしまして、今後、実態調査。さらには所有者等の特定も含めまして、その後、特定空家等の候補があれば、そこで空家等対策協議会に諮って認定をしていくというような流れになっております。

それであの、空家の調査でございますけれども、担当の地域創生課と町民生活課の職員でまわりました。で、全て、今回、空家の調査がまわれたかといいますと、29年に把握をしていたものと、町民生活課のほうで把握している家屋等について今回まわっておりますので、不足分も当然ございますので、そこも含めて、また調査をしながら、漏れの無いような形で今後進めてまいりたいというふうに考えております。

- ○議長(齋藤邦夫君) 9番、鈴木好行君。
- ○9番(鈴木好行君) 対策協議会が設立された場合にですね、いつ頃からこの調査結果を基 にして、その協議会を開催して、そうすると特定空家等の認定ということからなるのかと思 いますけれども、そういったときに、そのスケジュール的にはどのように今後考えてらっし ゃいますか。
- ○議長(齋藤邦夫君) 地域創生課長。
- ○地域創生課長(星 一君) 空家等対策協議会に関してのご質問でございます。空家等対策協議会につきましては、議会3月会議の中で非常勤特別職の報酬も定めさせていただいて、要綱も本年4月に定めておりまして、6月27日に第1回の会議を既に開催をして、制度の主旨であったり、今回の条例の改正の方向性であったり、計画の改正の方向性などを説明をさせていただいておるところでございます。今後のスケジュールというお話でございますけれども、条例第5条に基づく実態調査についての家屋の把握を急ぎ進めまして、9月中に実態調査は行いたいというふうに思っております。早ければ9月末、10月には空家等対策協議会において、対象物件があればというのが前提でございますけれども、そこで特定空家等の認定に係る協議会を開催するという流れになろうかと思っております。
- ○議長(齋藤邦夫君) ほかにございませんか。

1番、酒井右一君。

○1番(酒井右一君) たしか7月26日に、この条例改正の論点についてはよく説明を受けて、わかったつもりですが、なんせ2ヶ月過ぎて忘れたところもあります。確認しますが、この、今説明のあったこの資料の、改正後、只見町空家等対策協議会で意見を聴取という、いわゆる囲みの分以前、所有者の特定から点線で右にいっております。これについてはあの、緊急安全措置ということで条例第12条に該当するので、こっちにきているということでありましょうが、それの二つほど、その下に、所有者からの同意のところに、米印で原則とありますが、この原則とは何を指すのでありましょうか。

それから二つ目については、これ、本会議場でありますので、具体的には避けたい名称でありますので、経済委員会の、7月26日の経済委員会の折に、具体的な事案について検討をしましたが、あのような件については、あのような件ということは、その時によく話をしておりますので、さらに調査もされたということで、特にその、協議会を通さない点線の部分を私話しておりますので、あの分についてはどのような結果が想定されるか。

この2点についてお伺いします。

- ○議長(齋藤邦夫君) 地域創生課長。
- ○地域創生課長(星 一君) 1点目でございます。1点目のご質問は、議案第51号資料の条例の改正についての、2、主な改正内容の三つ、二つ目のポチをご覧をいただければと思いますが、今までは所有者の同意がなければ緊急安全措置ができなかったということでございますけれども、同意が得られない場合、または所有者の特定できない場合に、差し迫った危険があるというふうに認定した場合には緊急安全措置を実施するというようなものに改定をさせていただきたいという内容でございます。

それと、二つ目のご質問でございますけれども、現在、先ほどご説明はさせていただきました。今あの、調査が終了しておりますのは外観の目視調査を実施をしておりまして、今後、実態調査ということで、実態調査を行ったその後に、このフローチャートで申しますと緊急安全措置の該当ということになりますが、そのおっしゃった家屋につきましては、状況からしまして、そういうような内容に該当する可能性が非常に高いのかなというような理解はしてございます。

- ○議長(齋藤邦夫君) 1番、酒井右一君。
- ○1番(酒井右一君) 明確にしておきたいわけですが、2点目の、いわゆるこのフローチャ

- ートでいう、所有者の特定までの分、協議会の枠の中に入らないで、途中から(聴き取り不能)にまわる分、この分については、条例第12条に該当して、今、お話のようなとおりにいくということで間違いないでしょうか。
- ○議長(齋藤邦夫君) 地域創生課長。
- ○地域創生課長(星 一君) 不特定多数の町民等の生命・財産に切迫した危険が生じている場合に行われるということで、いわゆる、なんていうんですかね、その家屋に係る部材が飛んだり、そういうようなことで、このような状況があるということが認められるというようなことの場合はこれを行うということでありますので、尚、調査をしまして、そういうものがあれば、ここに該当してくるということでご理解をいただきたいと思います。
- ○議長(齋藤邦夫君) ほかにありませんか。 2番、佐藤孝義君。
- ○2番(佐藤孝義君) 内容についてはわかりました。ただ、今驚いたのは、外観検査236 件したということです。この中にはあの、危険な家屋でないのもあるとは思いますが、なん せ数が多いんで、今後の予算措置ですけども、これ、どうされるんですか。やはり問題が出 た時だけ、スポット的に調査して、今年はこれ、その時やるというやり方なのか。もう、こ れ、差し迫ると、もっとこれ、増える一方で、当初予算で今年は何件までだよというような 予算措置をしてから始めるようの事態に、これ、全国的になるような感じがするんですけど、 その辺のお考えはどうされているんでしょうか。
- ○議長(齋藤邦夫君) 地域創生課長。
- ○地域創生課長(星 一君) 最初のご説明のとおり、236件、いわゆるあの、職員、地域おこし協力隊も含めてですけれども、職員で確認をさせていただいております。この適正管理に対する対応手順は、基本的には行政処分といいますか、行政的な手続きというようなことになります。この中で特定空家等の認定とか、そういうものに該当するものは数件ということになろうかと思いますので、その際に手順で必要な経費が掛かる場合にはお願いするというようなことでございますが、基本的にはですね、空家等の適正管理については所有者責任ですので、その所有者の責務をはっきりをするために様々な手順をして、その解消に努めていくということで、最後に代執行とございますけれども、代執行になったとしても所有者責任が免れるわけでは決してないので、この目的というのは、まずは所有者、管理者が適切な管理をしていただくというようなことで進めていくことが一番重要だということでありま

す。そのようなことで今後進めていくということで、協議会の開催につきましては、現在、報酬として、ちょっとあの、はっきり明確に今あれですけども、3回程度の協議会の開催の経費については予算措置してございますので、そこで足りないような場合についてはお願いしていくというようなことになると思いますので、そのあたりはご理解をいただければというふうに思いますのでお願いいたします。

- ○議長(齋藤邦夫君) いいですか。2番、佐藤孝義君。
- ○2番(佐藤孝義君) わかりました。で、私、もう、これ、危険空家というか、こっちに、 只見町にもう、住んでらっしゃらないから空家になっているんだと思うんですけども、なか なかその、指導、所有者の責任と言われましたけど、なかなかその指導方法が難しいんじゃ ないかなというふうに考えるものですから。あともう一つ、景観上も非常に悪いというのも あります。だから、そういうのにも該当するか、該当しないのか、わかんないですけども、 その指導方法を徹底していかないと、なかなか、所有者に負担で早く壊せというのは言いづ らいんじゃないかなと思うので、その辺のあの、マニュアルみたいなやつをちゃんと作って ですね、指導していかれたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。
- ○議長(齋藤邦夫君) 地域創生課長。
- ○地域創生課長(星 一君) 議員おっしゃるとおり、周知徹底等、管理に関しての、いわゆる所有者責任についての、しっかりと伝えていくということが重要だというふうに考えております。本年度につきましては、いわゆる町外での所有者、管理者につきましては、固定資産税の納税通知書の中に、その所有者の責務等をはっきりと明記をしまして、同封してお知らせをしたところでございます。併せて、8月の広報ただみにおきましても別冊版として空家等の適正管理については周知を図っておるところでございます。そのような形で様々な機会を利用して、そのような所有者の責務についても、周知、しっかり管理していただくような形で進めてまいりたいと思います。またあの、先ほど景観等々についてもお話がございましたが、その特定空家の認定に関しては、いわゆる景観も含めて、生活環境であったり、衛生関係も含めて判断ということになりますので、そのような視点も含めて今後、実態調査を進めていくということになりますのでご理解をお願いいたします。
- ○議長(齋藤邦夫君) 10番、山岸国夫君。
- ○10番(山岸国夫君) 条例改正の12条の関係でお尋ねします。

チャートのほうの緊急安全措置のところで、この不特定多数の町民等の生命・財産に切迫 した危険が生じた場合というふうにあるんですが、これあの、台風でね、大風吹かないと、 その倒壊危険にある建屋からの飛来が生じないとか、道路からちょっと離れているとか、い う場合のその、ここでの認定をどんなふうに考えておられるのかが1点。

それと、同じこの緊急安全措置で、そのチャートだと、ずっときて、所有者から費用等を 徴収というふうになってますけれども、これ、改正の緊急安全措置の12条の2のところで は、やむを得ない理由により、空家等の所有者との同意を得られない場合はこの限りでない とあります。で、所有者が特定できない場合には、所有者に費用徴収することができないと 思われますので、その辺の措置の他の条例との絡みはどんなふうになるのでしょうか。

その2点です。

- ○議長(齋藤邦夫君) 地域創生課長。
- ○地域創生課長(星 一君) 第12条に関してのお尋ねでございます。

いわゆる緊急安全措置ということになりますと、言葉では、いわゆる町民の生命・財産に 切迫した危険が生じている場合ということでございます。どういった場合と言われると、明 確になかなかお答えできないものもありますが、いわゆる言葉のとおりですね、たしかに台 風だから云々というような、その気象条件によっても、そういうようなことが出てきますけ れども、現状において、そういうような危険があるものについて、まず町が行うというより も、そういうものについて、所有者に対してしっかりと始めにお伝えをした中で必要に迫ら れた場合行うというようなことで考えてございます。

あと所有者が特定できない場合のものでございますが、おっしゃるとおり、いわゆる所有者が特定できなければ徴収できないわけであります。ですので、徴収できないということも当然考えられます。ただあの、その安全措置を行った以降に、その所有者を、いわゆる探すといいますか、そういうような作業を当然行ったうえで、後付けでございますが、そういうようなことを当然行います。ただし、それでも見つからないという場合が当然出てきますので、そういう場合は徴収できないということは当然あり得るということでございます。

- ○議長(齋藤邦夫君) 10番、山岸国夫君。
- ○10番(山岸国夫君) 二つ目の、その、当然あの、この緊急安全措置とる場合には、所有者がわからないということが前提になるということですよね。今の答弁ありましたように、後追い的にも調べるという、ありますが、もうその前提で、前段で、もう、所有者はわから

ないという物件もあると思うんですよね。で、その時の、当然まあ、後追いになるか、もう 事前に、所有者、もう明確に、いくら調べてもわからないという場合もあるわけで、その場 合の費用は徴収できないわけで、その場合の町としてのその費用に対する対応。これは条例 か何かあるんでしょうか。その辺よくわからないので。代執行になって、費用は町分という ことになろうかと思うんですが、その辺の関連、お伺いします。

- ○議長(齋藤邦夫君) 地域創生課長。
- ○地域創生課長(星 一君) 緊急安全措置、いわゆる記載のとおりですね、生命・財産に切迫した危険が生じるから、その時に非常に、他の危険性を排除するためにやむなく、そういう場合があり得るということで今回お願いを、改正をしたいということでありまして、当然、そういう場合にあっては、所有者が特定されていないので、その場合は。ですので、もう既に実行はしておるわけです。特定しないままやった場合は。だけれども、その後、いわゆるその所有者確認を様々したうえで、できる限りその徴収には努めるということになりますけれども、ただあの、先行して行った場合、そこでしっかりとした、例えば相続とか、放棄とか、そういうようなことになっている場合も当然あるわけですから、そういった場合は徴収の不納ということは考えられるということだということでございます。
- ○議長(齋藤邦夫君) 10番、3回目です。
- ○10番(山岸国夫君) 言ってる意味が、私も話べタなんで。要するに、今、特定空家に該当すると思われるところがあってね、実際に、もう、所有者もわからないというところもあるわけです。で、要するにその、町が緊急安全措置して壊した場合に、お金はもう取れないわけですよ。所有者わからないで。その場合は、どういう条例があるのか。その辺よくわからないんで、どこでその、町でどっちにしろ公金負担して、処理するわけでしょ。処理せざるを得ないわけですよ。そこはね。で、それはどういう中身になるんですかと。要するにお金が取れないと、もう完全に。その場合の処理の方法。町としての財務上の処理の方法。それをお伺いしてます。
- ○議長(齋藤邦夫君) 地域創生課長。
- ○地域創生課長(星 一君) 現状で、所有者が不明なものというのは今現在ございませんけれども、もしも取れない場合というのは、いわゆる一般的な不納欠損処理ということになろうかと思います。ただし、所有者がわからないということもあるので不納欠損という形になろうかと思います。

- ○議長(齋藤邦夫君) ほかにございませんか。 7番、目黒仁也君。
- ○7番(目黒仁也君) 委員会でまあ、課長から説明を受けております。で、確認をさせていただきますが、冬場、要するに落雪、降雪で、落雪のいわゆる危険性から、いわゆる危険空家と化する家。なんらその、雪のない時は大丈夫なんだけれども、冬場こう、危険空家と化するもの。こういった場合、この雪国ですから当然発生する可能性がある。で、そういったものについて、例えばあの、所有者がまたこれ、なかなか特定できないというような場合、何らかの、この条例に基づく措置が講じていかれるんだろうと思いますが、その辺ちょっと、確認の意味でご答弁いただきたいと思います。
- ○議長(齋藤邦夫君) 地域創生課長。
- ○地域創生課長(星 一君) いわゆる冬期間の落雪の関係でのお問質しだというふうに思います。この空家等の適正管理につきましては、基本的に実態調査に進むものについては、特定空家の候補家屋になります。ですので、その以降のものについて、いわゆる、そういうような、落雪とか、そういうものについては、該当する家屋、またそうでない、しっかりとした家屋で当然、落雪の関係も出てきますので、そのあたり、整合性がきっちり、ひとつの家屋をとっても、なかなか整合性が取れないものが当然出てくるというようなことで、この空家等の適正管理の中で、そういうような屋根の落雪について、しっかりとした管理というところまではたぶん、いけないのかなというふうに思いますけれども、そのあたりについてはですね、さらに研究を進めていきたいというふうに考えておるところです。
- ○議長(齋藤邦夫君) ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(齋藤邦夫君) ありません。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(齋藤邦夫君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第51号 只見町空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(齋藤邦夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。



- ◎議案第52号の上程、説明、質疑、採決
- ○議長(齋藤邦夫君) 続いて、日程第4、議案第52号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

- ○総務課長(新國元久君) 説明の前に、資料の配付を許可いただきたいと思います。
- ○議長(齋藤邦夫君) はい、許可します。

[資料配付]

- ○議長(齋藤邦夫君) 総務課長。
- ○総務課長(新國元久君) 議案第52号 工事請負契約の変更についてご説明を申し上げます。

次のとおり工事請負契約を変更する。1、契約の目的、町下庁舎用途変更改修工事。2、 契約の相手方、福島県南会津郡只見町大字大倉字前沢口146番地、株式会社南会西部建設 コーポレーション南会津本社、取締役南会津本社長、飯塚信であります。3としまして、契 約の変更の内容であります。請負金額、変更前6,990万5,000円。変更後1億82 4万7,700円であります。3,800万円余の増額でございます。

今回の変更の内容、ただ今お配りをした資料に基づきましてご説明を差し上げます。

A3版のちょっと大きい資料であります。上段が改修前、下段が改修後ということになってございます。町下庁舎及び隣接します体育館の屋上部分、屋根部分の改修であります。今回の工事でありますけれども、今年の6月会議におきまして雪庇対策として予算化をいただいた部分の執行でございます。元々の工事でありますが、これも今年7月の10日に契約の

議決を頂戴をしてございます。今回の変更内容でありますが、下段の赤いところ、これが今回施工したい内容であります。町下庁舎の下流側の雪庇対策。あとは体育館の下流側の雪庇対策。これにつきましては両方に雪庇止めのヒーターの設置。これをするということであります。体育館、そして庁舎。両方の下流側、垂直部分でのヒーターの融雪。そして水平部分のヒーターも設置して融雪ということで雪庇対策をしたいものであります。併せまして、今回の内容でありますが、開口部があります。庁舎、そして体育館とも屋上の水。これを落下させるための開口部がありまして、これにつきまして、体育館、小さい四角で、上側、下側、合計8箇所あります。ここの部分での開口部のフサギ。そしてあの、流れ口の整備ということになります。庁舎側につきましても、AあるいはCの1というふうに記載があります。これにつきましては、塞いでドレインを設置をする。あるいは塞ぐということの作業でツララ対策をしたいという内容でございます。

これが今回、変更の増ということでお願いします工事の概要であります。

本工事につきましては、予算、議決をいただいた後に、入札執行等々検討しました。しかしながら、現在、今の工事であります町下庁舎の用途変更改修工事施工中でありまして、足場等々の仮設の設置がかないません。これが町下庁舎を、この改修終わってからの発注ということになりますと降雪時期、そして完了は来年ということになってしまいます。つきましては今回の改修工事、契約の相手方に対しての随意契約等々、検討いたしましたが、その後、総務厚生常任委員会、ご説明を差し上げて、ご意見を頂戴したところ、変更契約が望ましいのではないかというご提案をいただきました。つきましては、そういった方向での検討をしまして、同様の内容での増額の変更ということで今回ご提案を差し上げた次第であります。よろしくお願いいたします。

○議長(齋藤邦夫君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、鈴木征君。

○3番(鈴木 征君) 今、担当課長より変更の内容の説明を受けましたけれども、説明の中で、図面によっての、私、図面の説明を受けても、理解できない、というか、言い換えればわからないと。見方もわからないというような状況でありますが、この庁舎暫定移転は、平成29年度から取り組んできたわけであります。そしてこの事業は、今回、3,800万、3,834万7,000円という変更の内容でありますが、これが最後の暫定移転に係る内

容であるのか。また、これでこの事業が完了するのか。また、残っているのは何かあるのか。 その点、まあ、だいぶ金もかけたようだけれども、まだあるのか。小出しに随分出して、3 年間の年月を経ながら、6億2,700万の額を投入してきた今回の暫定移転の最後である のか。まだ何かあるのか。その点お聞きしたいと思います。

- ○議長(齋藤邦夫君) 総務課長。
- ○総務課長(新國元久君) 庁舎の暫定移転に関してのお質しであります。おっしゃるとおり、 平成29年から着手をしまして、足掛け3年。現時点で賞味、もうちょっとで丸2年となろ うかと思います。暫定移転に関しましての工事でありますが、現在発注しております町下庁 舎の用途変更改修工事。今回あの、変更の契約をお願いする工事。このほかに、併せて町下 庁舎の中での昇降機。これを別途発注で想定しております。これはあの、12月までには完 了の予定ということで想定をしてございます。そのほかでありますが、暫定移転に関しまし ては駅前庁舎の車庫が残っております。これにつきましても降雪前の設置が望まれるという ことでありまして、内容等々、検討を進めております。つきましては、これにつきましては 直近の担当委員会、そして直近の議会等々でご説明を指し上げたいということで準備をして ございます。全て合わせまして年内には暫定移転、完了したいということで進めている状況 であります。
- ○議長(齋藤邦夫君) 3番、鈴木征君。
- ○3番(鈴木 征君) 町長に言いますが、町長、この暫定移転について、力の入れようを見て、町民はびっくらした人と、まあ、6億2,700万もかけたんだと。今言ったように、総務課長が説明されたように、まだあると。終わるまで今年の中でまだ別なところの改築が出てくるような説明ありましたけども、町長は、今回の補正で、工事請負契約というものはほとんど増額の変更が多いわけであります。増額の変更が多いわけですけれども、工事には変更は付き物です。付き物ですが、3,834万7,000円の増額というのは、パーセントにして、54パーセントの増額で、なるのではなかろうかなというふうに私は思いますが、私は計算、34万の話は別として、町長の考えをお聞きしたいんだけども、まあ、本当に町民も安心して、この暫定移転されている職場、役場庁舎、三つに分かれておりますけども、不便はきたしているけども、不便はきたしているけども、安心は持ってもらえるのかなと。不便であるということあると思うんだけども、町長は、町長は、これだけの額、6億2,700万の暫定移転の工事請負、決裁をされております。決裁したが、町民に理解得られると

いうふうにお思いになるのか。掛け過ぎだなと思うのか。まだ、これで満足するまではいかないが、まあ、これで職員も安心安全の中で、建物の中で執務できるという、町長として人命の預かってるわけですから、一町有事の際、みんな跳ねだすような建物の下で働けせるわけにはいかないと。まあ、金掛けても良かったなというふうに思われるのか。それとも金かけすぎたなと。町民は不便をきたしているけれども、町民も安心して、この3分庁舎に用足しできるんだなというような想いが町長お持ちであるのかどうか。そこの点だけをお聞きしたいと思います。この7億2,700万はあなたが決裁したんですから。あなたが。

- ○議長(齋藤邦夫君) 総務課長、先に。
- ○総務課長(新國元久君) 今ほどお質しの件で、町長答弁の前に1点、申し訳ありません。 修正をさせていただければと思います。以前あの、暫定移転関連の予算、総額で議員お質し のとおりの金額を私申し上げました。しかしながら、その後、精査をしましたところ、二重 計上、積算の二重計上ありまして、改めまして総事業費、修正をさせていただければと思い ます。現時点で予算ベースでありますけれども、総額で5億7,280万ほど、5億7,2 00万円余ということで、まず1点、修正をさせていただければと思います。申し訳ありま せん。

そして、もう一つであります。今回、非常に大きな額の増額変更ということであります。 先ほどちょっと申し上げましたが、本来でありますと、約4,000万弱の工事であります ので、新たな入札が望ましいということはございます。しかしながら、早期に完了しないと 今年度の雪庇対策が適わないということがありまして、先ほど申し上げましたように随意契 約等々の検討もしました。しかしながら、やはりあの、変更契約が望ましいだろうというご 意見を頂戴をしまして、内部でも検討の結果、変更で増額をさせていただくのが最も良いん だろうという判断をさせていただいて、今回、このような、3,800万余の増額というこ とでご提案を差し上げる次第であります。一部修正、そして経過の点について再度申し上げ ましたので、よろしくご理解をお願いをいたします。

- ○議長(齋藤邦夫君) 町長。
- ○町長(菅家三雄君) 暫定移転の総体的な考え方につきましては、たしかに、5億7,00
 0万という数字の費用は掛かっております。ただあの、ここの旧只見中学校ですか、から役場に切り替えるという、用途変更。いろんな形の法的規制の中で、それに対応する費用等が当然出てきております。それと、本来、最低やらなければならない旧役場庁舎の危険庁舎で

すか。これを解体という、約1億近い数字はこの中に全て入っております。それと、今回、 お願いするものにつきましては、町民のため、それから職員も議員の皆さんもそうです。出 入りの冬の冬期間の安全対策。そういったものの最低なものは、当然掛かるというふうに思 っておりますので、現在あの、5億7,000万。あと、この後、駅前庁舎の車庫というの は残っておりますが、これについてもそう贅沢なものじゃない、最低の形で対応できればと いうふうには思っておりますが、そういったところでできるだけ抑えた形で対応しても、や はり改修・改築、それから用途変更等については、多少、新築のような場合よりは多額に経 費が掛かる場合もあります。そういったところで今回の5億7、200万につきましては、 相当といいますか、費用が一定の形で必要とされた額というふうに理解をしております。特 別贅沢をしたわけでもありませんし、先ほどらい申し上げてますように、町民の皆さまがこ の施設を利用していただく最低の条件は揃えなきゃならないということありますので、です からあの、現在、外周やっておりますが、それは裏のほうから、障がい者の方が、正面玄関 のほうですとちょっと入り難い、構造的なことがあるという、そういったところで逆に経費 が掛かるということは出ておりますが、これはやむを得ない分というふうに私は考えており まして、今進めている暫定移転の工事、それから内容と費用等についてはやむを得ない数字 というふうに理解をしております。

○議長(齋藤邦夫君) いいですか。

ほかにありませんか。

9番、鈴木好行君。

- ○9番(鈴木好行君) いただいた資料の中で、右下のほうに、体育館は集会場として使用しませんという一文があるんですけれども、この集会場というのは、いわゆるどういった定義のものなのかということと、集会場として使用できない安全上の何か問題があるのかどうか。それをお伺いします。
- ○議長(齋藤邦夫君) 総務課長。
- ○総務課長(新國元久君) まず集会所という定義でありますが、不特定多数の人が入りましての講演会等々のイベントが想定をされます。直近で申し上げますと、町長、行政諸報告で申し上げました市立柏高校の演奏会。こういったものが該当するんだろうなというふうに思っております。元々あの、中学校の校舎でありまして、体育館という用途で建築をしてございます。そういったことでありまして、法的な規制、建築基準法、消防法等の規制によりま

して体育館の設備を備えているということになります。これが集会場ということになりますと、非常の場合の誘導の設備とか、そういったものの改修まで含んでの、体育館全体の内部の改修を含んでの改修が必要となってまいります。つきましては、こういったことで建築確認申請あるいは消防法等の許認可の関係から、現状のまま体育館を体育館として使っていきますということで内部改修の許可、建築確認申請等々の許可を得たという状況であります。

- ○議長(齋藤邦夫君) 9番、鈴木好行君。
- ○9番(鈴木好行君) 確認になります。そうすると、体育の用途以外は使用、人を集めて使用しないという考えでよろしいのでしょうか。
- ○議長(齋藤邦夫君) 総務課長。
- ○総務課長(新國元久君) 体育の用途以外も不特定多数ということがありますので、体育以外の用途であっても特定であればということで、非常に微妙な、曖昧な部分はあります。これあの、厳密に、どこまで、どのイベントなどということで許可側からもお示しはいただけない状況でありますが、基本的には従来の通り体育館、そしてあの、中学校の体育館として使っていた時のような内容での使用は続けていきたいというふうに思ってます。できるだけあの、狭義ではなく、広義に解釈をして使っていきたいところでありますが、許認可の関係で申請、そして許可の段階でこういったものが必要であったということでご理解をいただければと思います。
- ○議長(齋藤邦夫君) 9番、鈴木好行君。
- ○9番(鈴木好行君) そうすると、今まで文化祭とかやってたというのは、実は目的外使用 ということだったということ。

あと、それから話は変わりますけれども、この庁舎改修に伴って、WiFi環境を整えるという話、以前、委員会とかでしたかと思うんですけれども、その辺はどうなったでしょうか。

- ○議長(齋藤邦夫君) 総務課長。
- ○総務課長(新國元久君) 消防法等との関係でありますが、今回の体育館のピロティー部分。 ここの改修も、本来、駐車場としての使用は適わないものでありました。指摘を受けてはお りましたが、今回、その指摘のための改修をしているということもありますので、その点は ご理解をいただきたいと思います。

2点目のWiFiでありますけれども、前回の会議において、1番、酒井議員よりご指摘

をいただきまして、鋭意、現在進めております。で、できるだけ早い時期の完了ということで思っておりますので、早ければ9月会議に間に合うか、そうでなければ、遅くても年内にはなんとか完了したいということで進めてございます。

○議長(齋藤邦夫君) ほかにございませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(齋藤邦夫君) なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(齋藤邦夫君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第52号 工事請負契約の変更については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(齋藤邦夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。



- ◎議案第53号の上程、説明、質疑、採決
- ○議長(齋藤邦夫君) 続いて、日程第5、議案第53号 財産の取得についてを議題といた します。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保健福祉課副課長。

- ○保健福祉副課長(横田登貴夫君) 議案の説明の前に資料の配付を許可いただきたいと思います。
- ○議長(齋藤邦夫君) はい、許可します。

〔資料配付〕

- ○議長(齋藤邦夫君) 保健福祉副課長。
- ○保健福祉副課長(横田登貴夫君) それでは、議案第53号 財産の取得についてご説明します。

次のとおり財産を取得するものであります。名称、種類、数量は新調理システム関連機器 一式であります。介護老人保健施設こぶし苑の厨房に係るもので、現在、毎食、その場で調理し、提供しておりますが、今後、調理済みチルド食品を仕入れ、再加熱して提供するニュークックチルに切り替えるため、厨房機器を更新するものであります。契約の方法は指名競争入札でありまして、8月23日に入札を実施しまして、結果は配付しました資料、入札結果報告書にありますとおり、指名9者中、5者、辞退はありましたが、5,500万円で落札しました。契約の相手方は郡山市大槻町のタニコー株式会社、郡山営業所でございます。以上、よろしくお願いします。

○議長(齋藤邦夫君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番、鈴木征君。

- ○3番(鈴木 征君) 今説明ありましたけれども、新調理システム関連機器一式導入により、 導入したことによって、導入されることによって、不用となったものはあると思うが、その 処分はどうされるのか。どうされるのか。下取あるいは購買等するのか。財産、そういう形 で財産処分をするのか。その点。
- ○議長(齋藤邦夫君) 保健福祉副課長。
- ○保健福祉副課長(横田登貴夫君) 不用となった物品の取り扱いですけれども、様々あるんですけれども、例えばその、古いものでありますと、その研修台とか、例えば平成元年に開設したときから使っているものであったり、冷蔵庫であれば平成9年に入れたものであったり、平成14年に入れたものであったり、それから平成18年に全体改修しまして、その時にざっと入れたものがその他ほとんどなんですけれども、そういったものにつきまして、その業務用の冷蔵庫であったり、機器類でありますけれども、町のその、所管のその、指定管理施設とかで使用されるかどうか確認したんですけれども、なかなか、まあ、古いということもありまして、耐用年数的にもなかなか、使えるものがないということもありまして、基本的には処分、処分というか廃棄するということで、今回のその入札のその中身にもその処分費は入ってございます。ただあの、その中で、温冷配膳車というのがあるんですけれども、

温かい状態、冷たい状態で移動して運ぶ機械なんですけれども、そちらのほう、ちょっと只 見ホームさんのほうで是非使わせていただきたいということでしたので、そちらのほうは無 償で譲りたいなということで発議決裁を受けたところであります。なので、基本的には処分、 廃棄処分ということでございます。

- ○議長(齋藤邦夫君) 3番、鈴木征君。
- ○3番(鈴木 征君) 基本的にはまあ、処分したいというような内容の話に受け止めますが、 下取り等についての交渉はされたことがあるのかどうか。それ1点と、もう一つは、やはり あの、公共施設、学校、あるいは公社、あるいは湯ら里とか、そういったところで使えるか どうかという話し合いというか、打診をされた経過があるのかどうか。その2点をお願いし ます。
- ○議長(齋藤邦夫君) 福祉副課長。
- ○保健福祉副課長(横田登貴夫君) 1点目の、その下取りということなんですけれども、耐用年数が、以上にもう経過しておりまして、古いという中で、実際はその処分、廃棄処理をする費用のほうが掛かるということでありまして、下取りでいくらで買い取ってもらえるという状況ではございませんでした。それとあの、湯ら里等ということでお話もいただきましたが、先ほど少しお話させていただきましたが、担当課経由でその指定管理者のほうで、どこか使える施設はありませんかということで照会はさせていただいた経過がございます。で、使う見込みがちょっとないと、古いということで、使えないという回答をいただいております。
- ○議長(齋藤邦夫君) 3番。3回目です。
- ○3番(鈴木 征君) 担当課長、馬場博美課長は、大病されて、今、自宅療養されていると 聞きますけれども、この件について、担当課長にご相談されて、指示を受けたかどうか。そ の点だけお聞きしたいと。
- ○議長(齋藤邦夫君) 保健福祉副課長。
- ○保健福祉副課長(横田登貴夫君) 課長とのその連絡といいますか、指示を受けたかという ことですけれども、今回その、入札のその前段に、まずその、この中にその処分費を含める ということが必要ということで、だいぶ前の時点で、起工伺の前の時点で既に相談させてい ただいて、その時には当然、課長の許可をいただいて、ということであの、進めさせていた

だいております。

- ○議長(齋藤邦夫君) ほかに。9番、鈴木好行君。
- ○9番(鈴木好行君) いただいた資料の入札結果報告書。予定価格の欄をご覧ください。予 定価格と消費税と合わせて5,940万になってますが、なんぼ計算しても5,940万に はなりません。で、この中で、総務課長から町長まで、決裁の欄で印鑑を押していらっしゃ います。何故、このようなことが、これだけの印鑑を押してる人が気づきもしないで、こう やって資料にのっかってくるのか。その辺のところお伺いします。どういったチェック体制 なんですか。
- ○議長(齋藤邦夫君) 総務課長。
- ○総務課長(新國元久君) お質しのとおり、たしかにあの、消費税の額、ちょっと違っておりまして、540万が正しい額ということでありました。チェック体制甘かったということで反省をさせていただきたいと思います。おっしゃるとおり、消費税額は予定価格の10パーセント、540万円ということでありまして、合計額は合っておりますが、消費税額、ちょっと記載ミスであります。540万が正しいということになります。後ほど修正の手続きをとるようにさせていただきたいと思います。本当にあの、チェックが至らず申し訳ありませんでした。
- ○議長(齋藤邦夫君) 9番、鈴木好行君。
- ○9番(鈴木好行君) 本当にあの、昨年あたりから、役場職員の、なんですか、不祥事が続いています。それ、やっぱり、こういうところからきてんじゃないですか。実際、これだけの人間が、担当者も含めてなんですけど、判子を押して、自分のところにまわってきたから、判子を押して、次にまわすというような、そういった形の書類の決裁の仕方になってんじゃねえのか。そこら辺のところの体制ですね。もう一回見直す必要があると思いますけれども、町長、いかがですか。
- ○議長(齋藤邦夫君) 町長。
- ○町長(菅家三雄君) たしかにあの、言われるとおりだと思います。今後、こういった細かいところまでも目を通すように指導はしていきたいというふうに思います。
 以上です。
- ○議長(齋藤邦夫君) 9番、鈴木好行君。

- ○9番(鈴木好行君) 今後、細かいところまで目を通すようにということは、今まで細かいところに目を通していなかったというふうに受け取っていいのかと思います。是非、そういったところの管理体制、十分、町長トップから、トップからですよ、身を正して、やっていただきたいと思います。終わります。
- ○議長(齋藤邦夫君) ほかにございませんか。 8番、藤田君。
- ○8番(藤田 力君) 不勉強なんでお伺いしたいんですが、これの消費税というのは、契約時点で、例えば、来月中に契約なら8パーなのかなと。で、その実際問題、今、都会のほうでは、住宅を消費税増税前に契約しましょうといったようなキャンペーンがある中で、これについてどのように、正しいことはどうだといったことを説明してください。
- ○議長(齋藤邦夫君) 総務課長。
- ○総務課長(新國元久君) 消費税についてのお質しであります。消費税、10月から10パ ーセントになるということで進めてございます。政府の発表でも、それを延期するという状 況にはありませんで、そのほかの子ども・子育て関連施策等々、プレミアム付き商品券もそ うですけれども進んでいるという状況であります。消費税ですが、今契約をして、9月いっ ぱいに納品あるいは完了であれば8パーセントで大丈夫です。しかしながら、その後の工事 の竣工であるとか、物品の納入ということになりますと、納品時点での税率10パーセント ということになることになってございます。住宅等々につきましては、特殊な契約時期がい つまでだと、どうということがあるんだと思います。工事につきましても、細かい話ですけ れども、9月以降が竣工であっても、契約時期が昨年であったですかね、かなり前のものだ と、そういうものも中にはあったようであります。しかしながら、現時点のものですと、契 約時点の税率、今は8パーセントですけれども、納品時点の税率の10パーセントが適用さ れるということになります。蛇足になりますが、今回の機器の設置、非常にあの、一晩なり 二晩なりで、全部、全て、工事をしなければならないということになります。システムの切 り替えもありますので。その時期が3月の頭ということで決まっておりますので、納品の時 期もそれより前の9月以前の納品はないということでありますので、今回、10パーセント ということで想定をさせていただいた次第であります。
- ○議長(齋藤邦夫君) いいですか。

ほかにございませんか。

10番、山岸国夫君。

○10番(山岸国夫君) 5月の時に、総務委員会ではこの旨、説明されてるんですが、1点確認です。この新調理システム関連機器一式というのは当然、内装工事も伴うと思うんですね。で、この一式の中には内装工事全て含まれているのかどうか。5月の説明の時は工事も含めているということでしたので、その確認が1点です。

で、もう1点は、その時の説明の中では消耗品や再加熱用食器の予算も出されてました。 予算案ですね。で、その時の厨房機器のこの関連機器の工事と、消耗品や再加熱用の食膳と いうのは別枠の予算の金額でしたので、これも確認になりますが、今回のこの工事請負契約 と別枠で消耗品、再加熱用品というのは発注になると、ふうに私は理解するんですが、それ でよろしいでしょうか。

- ○議長(齋藤邦夫君) 保健福祉副課長。
- ○保健福祉副課長(横田登貴夫君) 1点目、内装工事と申しますか、その機器の配置を変え たりと、いろいろその、使えるようにする、ガスであったり、電気であったり、水道であっ たり、そういった使えるまでにするための工事というのは、今回の入札の中に入ってござい ます。

それから食器類ですけれども、こちらあの、6月補正の時点でその備品と別にその消耗品という形であの、予算、議決いただきましたけれども、こちらのほうも同日入札しておりまして、落札を受けたところであります。で、金額的にその議決対象案件でございませんので、今回はその機器類のみの提案をさせていただいておるところです。よろしくお願いします。

- ○議長(齋藤邦夫君) 10番、山岸国夫君。
- ○10番(山岸国夫君) じゃあ、今の関連で、再加熱用の食器含めて、もう入札しているということなんで、その予算説明の時は412万でした。入札金額を教えてください。
- ○議長(齋藤邦夫君) 保健福祉副課長。
- ○保健福祉副課長(横田登貴夫君) 落札額ですけれども、食器類ということで、消費税込で 325万6,000円で落札となりました。
- ○議長(齋藤邦夫君) よろしいですか。

ほかにありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(齋藤邦夫君) ありません。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(齋藤邦夫君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第53号 財産の取得については原案のとおり可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(齋藤邦夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。



- ◎議案第54号の上程、説明、質疑、採決
- ○議長(齋藤邦夫君) 続いて、日程第6、議案第54号 令和元年度只見町一般会計補正予 算(第2号)を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

総務課長。

以下、担当課長、議案の説明をお願いします。

○総務課長(新國元久君) 議案第54号 令和元年度只見町一般会計補正予算(第2号)の ご説明を申し上げます。

令和元年度只見町の一般会計補正予算(第2号)は次に定めるところによる。歳出予算の 補正でございます。

第1条といたしまして、既定の歳出予算の総額57億4,618万9,000円のうち、 300万円を科目更生をするものでございます。

内容の説明は3ページからになります。

- ○議長(齋藤邦夫君) 農林建設課長。
- ○農林建設課長(渡部公三君) それではあの、歳出、3ページのほうで説明申し上げます。

款の8、土木費でございます。住宅費でございますが、目の1、住宅管理費でございます。 今回、負担金、補助金、交付金で克雪対策事業補助金300万円を増額をお願いしてございます。これにつきましては、今年度、克雪対策事業の補助要綱一部見直しをしまして、内容の拡充をしまして、年度当初から募集をいたしましたところ、想定より多くの申し込みがございまして、当初予算850万でございましたが、現在のところ1,150万の相談があるというようなことでございますので、約300万円の不足が生じますことから、今回、補正予算にて措置願いたくお願いするものでございます。今回あの、この議会におきまして、会議におきまして、早急に予算を手当てしまして、降雪前の実施完了に向けて進めたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長(齋藤邦夫君) これから質疑を行います。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(齋藤邦夫君) ありませんか。

これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(齋藤邦夫君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第54号 令和元年度只見町一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決するに ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(齋藤邦夫君) 異議なしと認めます。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。



◎議案第55号の上程、説明、質疑、採決

○議長(齋藤邦夫君) 続いて、日程第7、議案第55号 令和元年度只見町介護老人保健施 設特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

朗読を省略し、直ちに議案の説明を求めます。

保管福祉副課長。

○保健福祉副課長(横田登貴夫君) それでは、議案第55号 令和元年度只見町介護老人保 健施設特別会計補正予算(第2号)についてご説明します。

歳入歳出予算の補正。第1条であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ300万円を追加し、歳出予算の総額をそれぞれ3億3,782万3,000円とするものでございます。

5ページをご覧ください。事項別明細の歳入でございます。繰入金ですが、基金繰入金ということで、こちらは歳出のほうで施設整備費に必要な財源として介護老人保健施設運営基金からの繰入金として、事業費分300万円を計上させていただいております。

次に、6ページ、歳出でございますが、施設整備費ということで、こちらは8月5日、夕 方に落雷がありまして、その影響により、施設の2階廊下のエアコンの室外機が故障しまし た。それで、平成13年に設置したものなんですけれども、室外機の基盤が壊れまして、古 いことから交換部品もなく、冷媒も現在流通している冷媒と違うということから、室内機も 一緒に交換せざるを得ない状況となりました。工期につきまして、2ヶ月程度を想定してお りますが、冬期間、暖房にも使っておりますので、冬期に入る前には改修を完了させたいこ とから今回補正させていただいております。空調設備改修工事費として308万円でござい ます。

その下、予備費につきましては、基金繰入金と歳出総額の端数調整でございます。 以上でございます。

○議長(齋藤邦夫君) これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、藤田力君。

○8番(藤田 力君) 今、8月の5日、委員会では8月の4日とおっしゃったように思うんですが、5日なら5日で結構ですが、これはあの、完全に、そのエアコンが、要は使えなくなったといったようなことなんですが、私はやはりあの、この時点、相当暑かったと思うんで、その入所者に対して、緊急的な措置をとられたのかどうか。冬の、降雪期前に、こうし

た工事をやりたいという、まあ、今の説明については私はそう思いますが、いわゆる、その時点で、まあ、えらい、私は暑かったんでないかなと思うんですが、やはりあの、その暑さに対して、要は入所者に、要は、緊急にリースのエアコンでも投入して、やるような考え方とか、あるいは担当委員会に話して、通年議会でやってもらうとか、そういう、私は必要が、私は今、想像しているんですが、あったんでないかというふうに思うんです。このあたりについて、課長の代理で大変、私も聞き苦しいんですが、お答えいただきたいと思います。

- ○議長(齋藤邦夫君) 保健福祉副課長。
- ○保健福祉副課長(横田登貴夫君) 先ほど8月5日と申しましたが、8月4日の誤りでした。 申し訳ございませんでした。

それで、8月4日、日曜日の夕方に落雷がございました。それで、業者のほうも日曜日で、休みで連絡も取れないという中で、8月5日以降、その対応をしてきたところなんですけれども、実際その、入所者はあの、土・日も含めて常にいらっしゃるという中で、今のあしながおじさん事業ということで、基金から入れまして、毎年、その2回のその居室のほうの3部屋ぐらいずつ、エアコンを入れて、どんどん進めているところなんですけれども、そこのエアコンから冷気をなるべく出して、それであの、廊下に扇風機をたくさん置いて循環させるというようなことでなんとか凌いだということでございます。

それと、あとはその、日中、やはり暑いので、通常、その下に降りて、いろいろこう、動いていただく時間あるんですけれども、なるべく早い、1階はエアコンが効くという状況ですので、1階になるべく早い時間に下りていただいて、暑い空間をなるべく避けて、熱中症にならないような形で対応させていただいたところでございます。

それからあの、いろいろその、対応ということですけれども、ちょうど盆休み、業者のほうで盆休みがかなり長い期間挟まりまして、なかなか金額的なことも把握も容易でなかった状況が、ちょうど重なってしまったところなんですけれども、実質その、交換すること自体はやはり2ヶ月程度要するということで、すぐ1週間後に付けるということも、ちょっとできないような、そういった状況でございました。

- ○議長(齋藤邦夫君) 8番、藤田力君。
- ○8番(藤田 力君) 今、扇風機とか、1階に移動してもらったとか、熱中症にならないような対策をしたとか、本当に事故等無くて、良かったなというふうに私は思います。ただ、こうした今、天候がこれだけ急変している中で、いわゆる担当課は少なくても担当委員会く

らいには、そうした話をすべきだというふうに私は思うんですが、この点はいかがでしょう。

- ○議長(齋藤邦夫君) 保健福祉副課長。
- ○保健福祉副課長(横田登貴夫君) 担当委員会のほうへの報告ということで、申し訳ございません、その手順といいますか、ちょっと失念していた部分もございますので、今後、気を付けていきたいと思います。どうもすみませんでした。
- ○議長(齋藤邦夫君) ほかにありませんか。 4番、目黒道人君。
- ○4番(目黒道人君) 故障の原因が落雷だということで、壊れたのがエアコンぐらいでまあ、しかも18年も使ったエアコンだということですから、そのぐらいで済んで良かったなというのがちょっと感想なんですけれども、その周辺の福祉施設含め、やはり高価で、そしてまた精密ないろんな計測器だったり、機械、それから、そういったものもあるわけでして、今回はたまたま、それが影響出たのがエアコンだったんで、そんなに大きな問題ではないと思うんですが、今後もそういったことはあると思いますし、ましてこれ、雷のことですから、本当にどこに落ちるかもわからないですから、こういったものに、落雷に対する備えに関してちょっと教えてください。
- ○議長(齋藤邦夫君) 保健福祉副課長。
- ○保健福祉副課長(横田登貴夫君) 落雷の備えということですけれども、通常その、直接的にその、というよりは、全域的に単純な停電というケースと、直接こう、影響して物が壊れるということのケースでその、実際にその物が、今回、エアコンが壊れたということで、そういったことあろうかと思いますが、その雷がどこから入ってくるかというのが、必ずその、分電盤からこう、経由していけばということありますけど、そうでない形で電気が流れるということもあろうかと思いますので、100パーセント影響を受けないということは難しいかと思いますが、その後、いかに早くその影響出ないように改修していくことが必要かなということで考えております。
- ○議長(齋藤邦夫君) 4番、目黒道人君。
- ○4番(目黒道人君) まあ、今回はちょっと、良い教訓だなと僕も思いますので、特にそういった命に関わる場所ですから、そういった雷のような大電流を遮断できるような設備であったり、こういったものも今後やっぱり必要、対策としてはどうしてもこれ必要なのかなと思いましたので検討いただければなと思いました。

以上です。

- ○議長(齋藤邦夫君) これは総務課長のほうから、ひとつお願いします。
- ○総務課長(新國元久君) おっしゃるとおりであります。あの辺あの、非常の大きな電力を使う施設がたくさんあります。診療所であるとか、あるいはあさひヶ丘、そして只見ホーム等々も非常に大きな電気を使うということで、そういった落雷の被害が以前にもあったような記憶がございます。つきましてはあの、避雷針が有効なのか。あるいはあの、雷ガードのような設備があるのか。そういったもの含めて、全体で研究をするように考えたいというふうに思います。併せまして、保険の有効な活用も今後検討してまいります。今回あの、規程予算での対応あるいは見積中ということで予算化をお願いをしてございませんが、診療所でも、あるいはあさひヶ丘でも、実は雷の被害ございました。これについても精査をしまして、今後の予算の機会においてご提案を差し上げる予定でありますので、お含みおきをいただきたいと思います。
- ○議長(齋藤邦夫君) ほかにございませんか。

〔「ありません」と呼ぶものあり〕

○議長(齋藤邦夫君) これで質疑を終わります。

いいですか。

6番、中野大徳君。

- ○6番(中野大徳君) 例えばあの、雷とか、不測の(聴き取り不能)に対して、例えば火災とか、火災なら火災保険とか、当然あると思いますけども、民間では、その雷の保険も対応あると思うんですよ。そういったものは検討なさるとか、なさる予定とか、調査したことはございますでしょうか。
- ○議長(齋藤邦夫君) 総務課長。
- ○総務課長(新國元久君) 町有物件でありますが、まとめて、そういった火災あるいは事故等に備えた保険を掛けてございます。雷に関しましては基本的には保険の適応対象ということで進めてございます。今回につきましては壊れたものが室外機ということもありまして、どこまでの支給になるか。今、申請中でありますけれども、今後、施工しながら進めるということになりますけれども、可能な限り保険の支給を受けるということで進めます。繰り返しになりますが、町有物件、基本的には火災、今回の雷のような場合には対応になるという保険で対応をしてございます。

[マイクなしで発言する者あり 聴き取り不能]

- ○議長(齋藤邦夫君) 総務課長。
- ○総務課長(新國元久君) 保険の歳入につきましては、今現在、施工しながら進めるという ことになりまして、その施工内容によるもので保険会社との協議になりますので、今現在、 額は確定はしてございません。この後、確定をしましたら、その額の増額の補正。そして所 要額におきます基金の繰り戻しということでの予算化を今後、然る時期にさせていただくこ ということになろうかと思います。
- ○議長(齋藤邦夫君) これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

[「ありません」と呼ぶものあり]

○議長(齋藤邦夫君) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終わります。

採決をいたします。

議案第55号 令和元年度介護老人保健施設特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり 可決するにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶものあり]

○議長(齋藤邦夫君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。



◎散会の宣告

○議長(齋藤邦夫君) 本日は、以上をもって散会いたします。

どうもご苦労様でした。

(午前11時36分)